

3)高齢者福祉

【現況と課題】

本市の高齢化率（65歳以上人口の比率）は年々上昇しており、平成18年4月1日現在（住民基本台帳）では20.5%と市民のおよそ5人に1人が高齢者となっています。今後も、平均寿命の上昇に伴い、高齢者の増加は進んでいくと予測され、寝たきりや認知症など介護を必要とする人の増加も考えられます。

平成12年4月から介護保険制度が開始され、高齢者を社会全体で支える新たな仕組みのなかで介護サービスを提供することとなり、利用者の自由な選択による総合的なサービスの享受も可能となりました。今回、介護予防の重視等を中心とした大幅な改正が行われ、本市でも、この制度改革を踏まえ第3期介護保険事業計画を策定し、この計画に沿ったサービス内容の充実、サービス内容にあわせた施設の整備などを進めていかなければなりません。

また、予防重視の観点から寝たきり等の要介護状態とならないための予防対策、認知症ケアや地域ケアを推進するための新たなサービス体系の確立、ひとり暮らしの高齢者等への生活支援など介護保険の給付対象とならない高齢者に対する必要なサービスの充実が必要です。

さらに、健康で自立した生活を送っている高齢者に対しては、老人クラブ活動やシルバー人材センターでの就労等による生きがい対策に取り組むとともに、ニーズの多様化等に対応した事業を進める必要があります。

■高齢化率とひとり暮らし・ねたきり高齢者の状況

区分	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)	ひとり暮らし(人)	ねたきり(人)
平成13年度	12,846	19.1	907	135
平成14年度	13,209	19.6	993	120
平成15年度	13,466	19.9	1,011	100
平成16年度	13,640	20.1	1,038	130
平成17年度	13,850	20.4	1,207	127
岡山県 平成17年度	434,988	22.3		
国 平成17年度	2,560万	20.0		

各年度1月1日現在。ただし、岡山県・国は10月1日現在 資料：保健福祉部福祉課

■介護給付費の状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
給付費(千円)	2,540,510	2,795,808	3,028,728	3,223,473	3,244,532

資料：保健福祉部介護保険課

■要支援・要介護認定者数の状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要支援(人)	391	488	627	731	798
要介護1(人)	634	724	765	816	895
要介護2(人)	321	326	327	338	372
要介護3(人)	158	191	211	259	283
要介護4(人)	208	215	283	262	286
要介護5(人)	236	223	263	262	286
合計(人)	1,948	2,167	2,476	2,668	2,920
要介護認定率(%)	15.2	16.4	18.4	19.6	21.1

各年度11月1日現在 資料：国保連業務統計表

■シルバー人材センターの会員数等の状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
会員数(人)	638	705	766	786	954
受注額(千円)	301,092	331,922	353,701	393,858	479,867

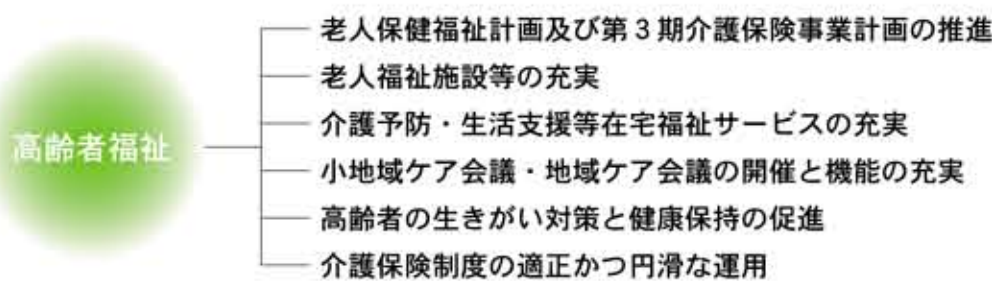
資料：総社市シルバー人材センター

【基本方針】

高齢者が安心していきいきとした生活を送れるよう、福祉サービスの推進や保健事業の充実、高齢者の社会参加と生きがいづくりに取り組んでいきます。

また、介護保険制度の大幅な改正に伴い、介護予防・自立支援に向けた施策を展開し、寝たきり高齢者等の減少とともに、要介護認定率〔全高齢者数のうち介護（支援）認定を受けている者の率〕を25%以内に抑えることを目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画の推進

①国の見直しに応じて策定した老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画に沿って、高齢者福祉の施策展開を総合的、計画的に行います。

(2)老人福祉施設等の充実

- ①住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという地域密着型サービスの観点から、日常生活圏域ごとに整備計画を定め、計画的な施設の整備に努めます。また、整備計画の策定に際しては、介護保険事業計画と整合性のあるものとし、利用者のニーズの把握及び適正なサービス量の確保に努めます。
- ②地域密着型サービスの拠点となる小規模多機能型居宅介護施設の整備を国の交付金により支援するとともに、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）等についても、整備計画に基づき、整備を支援します。

- ③介護保険施設の個室・ユニット化改修など施設の居住環境の向上を促進するとともに、地域密着型施設を整備する場合には、運営やサービス内容について審査を行う機関を設置し、会議に諮ったうえで、適正事業運営を行える事業者を指定します。
- ④介護保険制度の見直しに伴い、地域包括支援センターを設置し、新予防給付及び地域支援事業対象者に対する介護予防マネジメントを実施します。また、地域には地域ステーション4箇所を設置し、相談支援機能の充実を図ります。

(3)介護予防・生活支援等在宅福祉サービスの充実

- ①介護保険の対象とならない高齢者に対し、送迎、機能訓練、給食、入浴等のサービスを提供する生きがい対応型デイサービス事業、家事等の日常生活の援助等を行う生活支援型ホームヘルプサービス事業、保健師等による介護予防教室などを実施し、生きがいと健康保持等の促進を支援します。
- ②ひとり暮らし高齢者等の安否の確認や非常時の迅速な対応をするため、緊急通報システム等を充実するとともに、食生活の安定と健康保持を図る給食サービス事業を進めます。
- ③高齢者の社会参加活動等を支援するため、高齢者世帯へのタクシー及びバス利用券の支給を実施するとともに、在宅高齢者介護世帯に対しては、状況に応じて激励金や介護用品の支給などの支援に努めます。
- ④高齢者が家庭において、安全で安心して暮らせるよう、浴室やトイレの改造、手すりの設置や段差解消など住宅の改造費用の助成を実施します。

(4)小地域ケア会議・地域ケア会議の開催と機能の充実

- ①地域で暮らす高齢者及びその家族を対象に、効果的な予防サービスを提供するための総合調整や地域ケアの総合調整を図るため、さらには、市の地域ケアシステムの構築を目指して、地域包括支援センターによる小地域ケア会議及び地域ケア会議の機能充実を図ります。

(5)高齢者の生きがい対策と健康保持の促進

- ①高齢者の地域社会への参加を促進するために、高齢者サポーター養成講座をはじめ、老人クラブ活動の充実や多様な生涯学習活動の場の提供等を図ります。
- ②団塊の世代の退職を控え、高齢者の豊富な人生経験や知識、技能を生かせる「就労の場」として、シルバー人材センターの育成支援や新しい就労機会の創設等に努めます。
- ③検診等の各種老人保健事業や公民館分館単位での介護予防教室の実施などによって、高齢者の健康保持、増進に努めるとともに、健康づくり、世代間交流、福祉の増進のための「ふれあいサロン」の拡大と充実を図ります。
- ④高齢者の健康保持や生きがいづくりのため、グラウンドゴルフ、ゲートボール、バタンク、ニュースポーツなどの普及・活動支援に努めます。

(6)介護保険制度の適正かつ円滑な運用

- ①地域単位での介護予防サービス、認知症に対するサービスなど、小規模多機能（介護予防拠点）施設等を中心とするサービスへ転換していくとともに、小地域ケア会議を通じて、市民とともに、各地域の状況に応じた必要なサービスを検討していきます。
- ②介護保険制度については、国・県の指導・助言を受けながら、被保険者の資格管理、受給者の管理、保険料の賦課徴収、保険給付費の管理などの業務を的確かつ効率的に行い、介護保険事業計画に基づいた適正かつ円滑な運営を行うよう努めます。
- ③各種介護保険サービスのきめ細かな情報提供に努めるとともに、適切なサービス提供を行うために、市民ニーズやサービスの需給バランスの把握に努めます。
- ④介護認定にあたっては、公正公平な訪問調査と介護認定審査会による適正な審査判定の確保に引き続き努めます。
- ⑤介護保険料及び利用者負担金については、低所得者への配慮に努めます。

【協働に向け期待される役割】

市民	長寿社会や介護保険制度への理解、ボランティア活動への参加、地域ネットワークの主体
NPO等	ボランティア活動への参加、生活支援サービスの実施など
企業等	ボランティア活動への参加、生活支援サービスの実施など
行政	介護保険者としての適正な事務処理、介護予防事業等の実施等、地域ネットワークづくり

